

大正十四年五月二十日 會議議案



大正十四年五月二十日	決議
大正十四年四月廿六日	公布
勅令第百二十七號	

奏任文官特別任用令中改正ノ件

參照添附

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

臨時議院建築局事務官ヲ營繕管財局事

務官ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

營繕管財局官制施行ノ際現ニ左表ノ上

欄ニ掲クル職ニ在ル者ハ同官制施行ノ際ニ限り各其ノ相當下欄ニ掲クル官ニ特ニ之ヲ任用フルコトヲ得

大蔵大臣官房臨時建築課又ハ其ノ出張所勤務ノ大蔵技師	營繕管財局技師
大蔵大臣官房臨時建築課又ハ其ノ出張所勤務ノ大蔵技師	營繕管財局技師
國有財産整理局技師	營繕管財局技師
臨時議院建築局事務官	營繕管財局事務官

類二

臨時議院建築局技師	營繕管財局技師
臨時議院建築局技師	營繕管財局技師
臨時議院建築局技師	營繕管財局技師
臨時議院建築局技師	營繕管財局技師

参照

○奏任文官特別任用令 大正九年勅令第百六十號

左ニ掲クル奏任文官ハ五年以上判任以上ノ官
ニ在職シテ行政事務ニ従事シ判任官五級俸以
上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨリ高等試験委員ノ銜
ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

(中略)

臨時議院建築局事務官

營繕管財局事務官

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

營繕管財局官制施行ノ際現ニ左表ノ上欄ニ掲クル職ニ在ル者ハ同官制施行ノ際ニ限り各其ノ相當下欄ニ掲クル官ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

大藏大臣官房臨時建築課又ハ其ノ出張所勤務ノ大藏技師

營繕管財局技師

大藏大臣官房臨時建築課又ハ出張所勤務ノ大藏技師

營繕管財局技師

國有財産整理局技手

營繕管財局技手

臨時議院建築局事務官

營繕管財局事務官

臨時議院建築局技師

營繕管財局技師

臨時議院建築局技手

營繕管財局技手

營繕管財局官制勅令案(抄)

第一條

營繕管財局ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ議院ノ建築具ノ他一般會計ノ支辨ニ屬スル建造物ノ營繕ニ關スル事務國有財産ニ關スル總轄事務雜種財産ノ管理處分ニ關スル事務及國有財産ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル前項ニ規定スル營繕ニ關スル事務ハ大藏省所管ノ建造物及東京府又ハ神奈川縣ニ於テ營繕ヲ施行スル各省所管ノ建造物ニ係ルモノヲ除クノ外ハ大藏大臣建造物ノ所管大臣

ト協議シテ定メタルモノニ限ル

東京府又ハ神奈川縣ニ於テ施行スル各省所
管建造物ノ營繕ニ關スル事務ニシテ建造物
ノ性質其ノ他ノ事由ニ因リ所管大臣大藏大
臣ト協議シテ定メタルモノニ付テハ前二項
ノ規定ニ拘ラス當該官廳ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 營繕管財局ハ特別會計ノ支辨ニ屬ス
ル建造物ノ營繕ニ關シ當該官廳ノ委託ヲ受
ケ之ヲ設計又ハ施行ニ關スル事務ヲ行フコ
トヲ得

第三條 營繕管財局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

理事 專任 一人 勅任

書記官 專任 四人 奏任

事務官 專任 三人 奏任

技師 專任 三十三人 奏任内三人ヲ勅任ト
為スコトヲ得

屬 專任 六十一人 判任

技手 專任 百四十三人 判任

前項職員ノ外營繕ニ關スル事務ヲ掌ラシム
ル為大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官

ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

第四條 長官ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

(下略)

第六條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局

務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國有財産整理局官制及臨時議院建築局官制ハ

之ヲ廢止ス

(下略)

奏六

臨時議院建築局事務官ト營繕管財局

事務官トノ官等俸給比較

官等	臨時議院建築局事務官 高等官四等乃至八等	營繕管財局事務官
俸給	年俸三千八百圓乃至千百圓 年功ニ依リ特ニ高等官三等 陞敘シ年額七百圓以内ノ加 俸ヲ給スルコトヲ得	同上

秘

奏任文官特別任用令中改正ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ奏任文官特別任用令中改正ノ件ヲ審査スルニ從來各省ニ於テ掌理シタル營業ノ事務ヲ或ル範圍ニ於テ一官署ニ統合シ且從來國有財産整理局ニ於テ掌理シタル國有財産ニ關スル事務ヲ之ニ併合スルコト事務ノ性質ト業務ノ便宜トニ照シ妥當ナルモノアルニ由リ別案ヲ以テ大藏大臣ノ管理下ニ同省外ニ營業管財局ヲ新設シ之ト同時ニ従前ノ臨時議院建築局及國有財産整理局ヲ廢止シテ此ノ二局及

従前ノ大蔵大臣官房臨時建築課ノ職員ノ全部
並他省ノ營繕ニ關スル職員ノ一部ヲ新設ノ營
繕管財局ニ組替ヘムトスルニ伴ヒ現ニ奏任文
官特別任用令中ニ掲ケテ特別任用ヲ許シタル
臨時議院建築局事務官ハ廢官ト為ルニ因リ本
案ヲ以テ同令列記ノ官名中ヨリ之ヲ削除シ又
新設ノ營繕管財局ノ事務官(奏任專人)ハ其ノ地位
及職掌ニ於テ従前ノ臨時議院建築局事務官ト
同様ナルカ故ニ該官ニ對シテモ特別任用ヲ許
スノ必要ヲ認メ茲ニ奏任文官特別任用令列記

ノ官名中ニ營繕管財局事務官ヲ加ヘ該官ハ五
年以上判任以上ノ官ニ在職シテ行政事務ニ從
事シ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受ケタル者ヨ
リ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用シ得ル
コトト為シ尚營繕管財局官制施行ノ際現ニ大
蔵大臣官房臨時建築課若ハ其ノ出張所勤務又
ハ臨時議院建築局ノ技師又ハ技手ノ職ニ在ル
者ハ各營繕管財局ノ技師又ハ技手ニ國有財産
整理局技手ノ職ニ在ル者ハ營繕管財局技手ニ
臨時議院建築局事務官ノ職ニ在ル者ハ營繕管

財局事務官ニ此ノ際ニ限リ高等試験委員又ハ
普通試験委員ノ銓衡ヲ經スシテ特ニ之ヲ任用
シ得ル旨ヲ定メムトスルナリ
按スルニ本案ハ官制ノ改正ニ基キ任用規程中
廢官ト為ル官名ヲ削ルト共ニ新設ノ諸官ニ對
シ特別任用ノ途ヲ開キ又ハ任用上ノ經過的便
法ヲ設ケムトスルモノニシテ已ムヲ得サル事
由ニ係リ別ニ支障ノ虞ナキニ由リ此ノ儘之ヲ
可決セラレ然ルヘシト思料ス
右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正十四年五月十六日

樞密院書記官長二上兵治

樞密院議長子爵濱尾 新殿

才
官
制

營繕管財局官制

勅令第

號

第一條

營繕管財局ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ議院、建築其ノ
 他一般會計ノ支辨ニ屬スル建造物ノ營繕ニ關スル事務、國有
 財産ニ關スル總務事務、雜種財産ノ管理處分ニ關スル事務及
 國有財産ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

前項ニ規定スル營繕ニ關スル事務ハ大藏省所管ノ建造物及
 東京府又ハ神奈川県ニ於テ營繕ノ施行スル各省所管ノ建造
 物ニ係ルモノヲ除ク外ハ大藏大臣、建造物ノ所管大臣ト協
 議シテ定メタルモノニ限ル

東京府又ハ神奈川県ニ於テ施行スル各省所管建造物ノ營繕
 ニ關スル事務ニシテ建造物ノ性質異ナルモノ事由ニ因リ所管
 大臣大藏大臣ト協議シテ定メタルモノニ付テハ前二項ノ規

定ニ均ク又當該官廳ニ於テ之ヲ施行ス
 第二條 營繕管財局ハ特別會計ノ支辨ニ屬スル建造物ノ營繕ニ關シ當該官廳ニ委託ヲ受ケ之ヲ設計又ハ施行ニ關シ事務ヲ行フコトヲ得

第三條 營繕管財局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官	一人	勅任
理事	一人	勅任
書記官	四人	奏任
事務官	三人	奏任
技師	三十三人	奏任
屬	六十一人	判任
技手	專任百四十三人	判任

前項職員ノ外營繕ニ關スル事務ヲ掌リシムル爲大藏大臣ノ

奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命スルコトヲ得

第四條 長官ハ大藏次官以下ニ充テ

長官ハ大藏大臣ノ指揮監督ヲ受ケ局中一切ノ事務ヲ總理シ所屬ノ職員ヲ指揮監督ス

第五條 理事ハ長官ノ命ヲ受ケ局務ヲ掌理ス

第六條 書記官及事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第七條 技師ハ長官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第八條 屬ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第九條 技手ハ長官ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十條 大藏大臣ハ必要ノ地ニ出張前ヲ置キ營繕ニ關スル事務ヲ分掌シシムルコトヲ得

第十一條 營繕管財局ニ參與ヲ置ク

參與ハ貴族院書記官長及衆議院書記官長ヲ以テ之ニ充テ議院ノ建築ニ關スル事務ニ參與ス
第十二條 營繕管財局ニ議院ノ建築ニ關シ顧問ヲ置クコトヲ

得
顧問ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ハ其ノ本官ノ待遇ヲ受ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
國有財産整理局官制及臨時議院建築局官制ハ之ヲ廢止ス
本令施行ノ際現ニ左表ノ上欄ニ掲クル職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレタルトキハ各其ノ相當下欄ニ掲クル官ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモトス

大藏大臣官房臨時建築課長共其出張所 勤務、大藏技師	營繕管財局技師
大藏大臣官房臨時建築課長共其出張所 勤務、大藏技師	營繕管財局屬
大藏大臣官房臨時建築課長共其出張所 勤務、大藏技師	營繕管財局技師
國有財産整理局屬	營繕管財局屬
國有財産整理局技師	營繕管財局技師
臨時議院建築局事務官	營繕管財局事務官
臨時議院建築局技師	營繕管財局技師
臨時議院建築局屬	營繕管財局屬
臨時議院建築局技師	營繕管財局技師

職分	理事	主任技師	書記官	事務官	技師	属員	技手	計
内務省	1	1	1	1	1	1	1	1
文部省	1	1	1	1	1	1	1	1
逓信省	1	1	1	1	1	1	1	1
陸軍省	1	1	1	1	1	1	1	1
海軍省	1	1	1	1	1	1	1	1
農商務省	1	1	1	1	1	1	1	1
司法省	1	1	1	1	1	1	1	1
各省	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1

内務省
文部省
逓信省
陸軍省
海軍省
農商務省
司法省

各省
計

計